

# 滿洲國土木機構に就いて

※ 伊 藤 茂 利 三

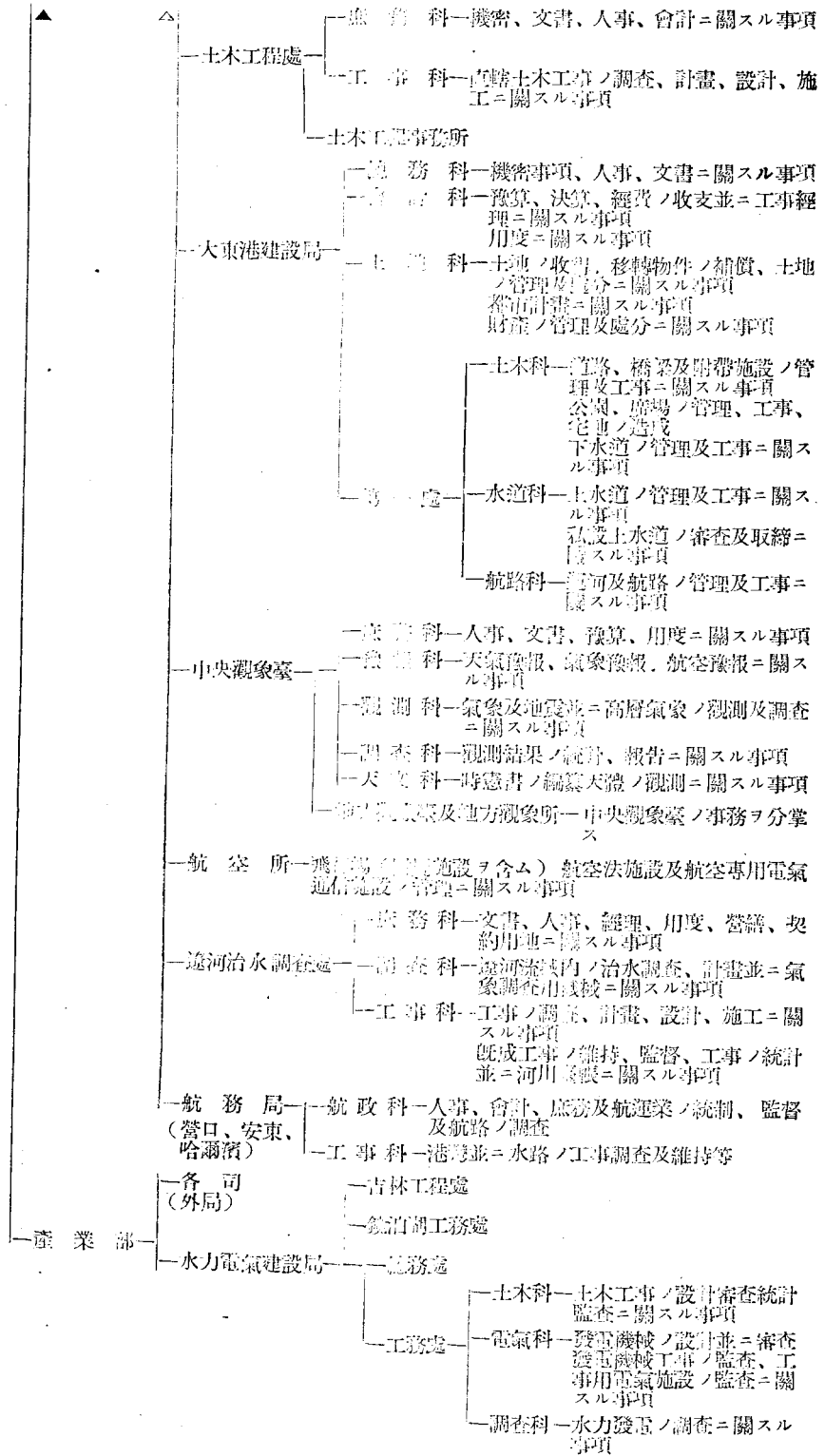
世界注目の的にある我が滿洲國は内に外に實に目覺しき躍進を遂げ、未だ十星霜を経ずして列國におとらぬ獨立國家とはなつたが、此の間、國內外の情勢に對應し、國の根幹たる政府機構も隨分改革に改革が行はれた、爲に隣國に居る者は勿論、國內に活躍されてゐる人達でも、常に此の方面に關心を拂つて居らぬ者は機構をよく、熟知して居ない様に考へらる。云ふ迄もなく機構は國の根幹であるから國事に捧身する者は等しく國の機構を知らねばならぬ勤くとも常識として自身所屬部門の機構は知らねばならぬと思ふ、又隣國に居つて、ニユース新聞或は其他機關紙により滿洲國內の情勢を知らんと欲する者或は滿洲國內を旅行せんとする人達に對しては、機構を知らぬ不便さを痛切に感じられるであらう事が察知される。こうした人達に爲にも是非共早く之の機構を御案内致したい。斯る見地より私は茲に康徳七年四月現在に於ける土木機構を表示し様とした。尙御參考迄に土木職員の俸給表と勤務地津貼表及交通部旅費定額表を附記致しました。之れに依り多少なりと益する者あらば幸甚である。

※ 交通部道路司地方工務科長

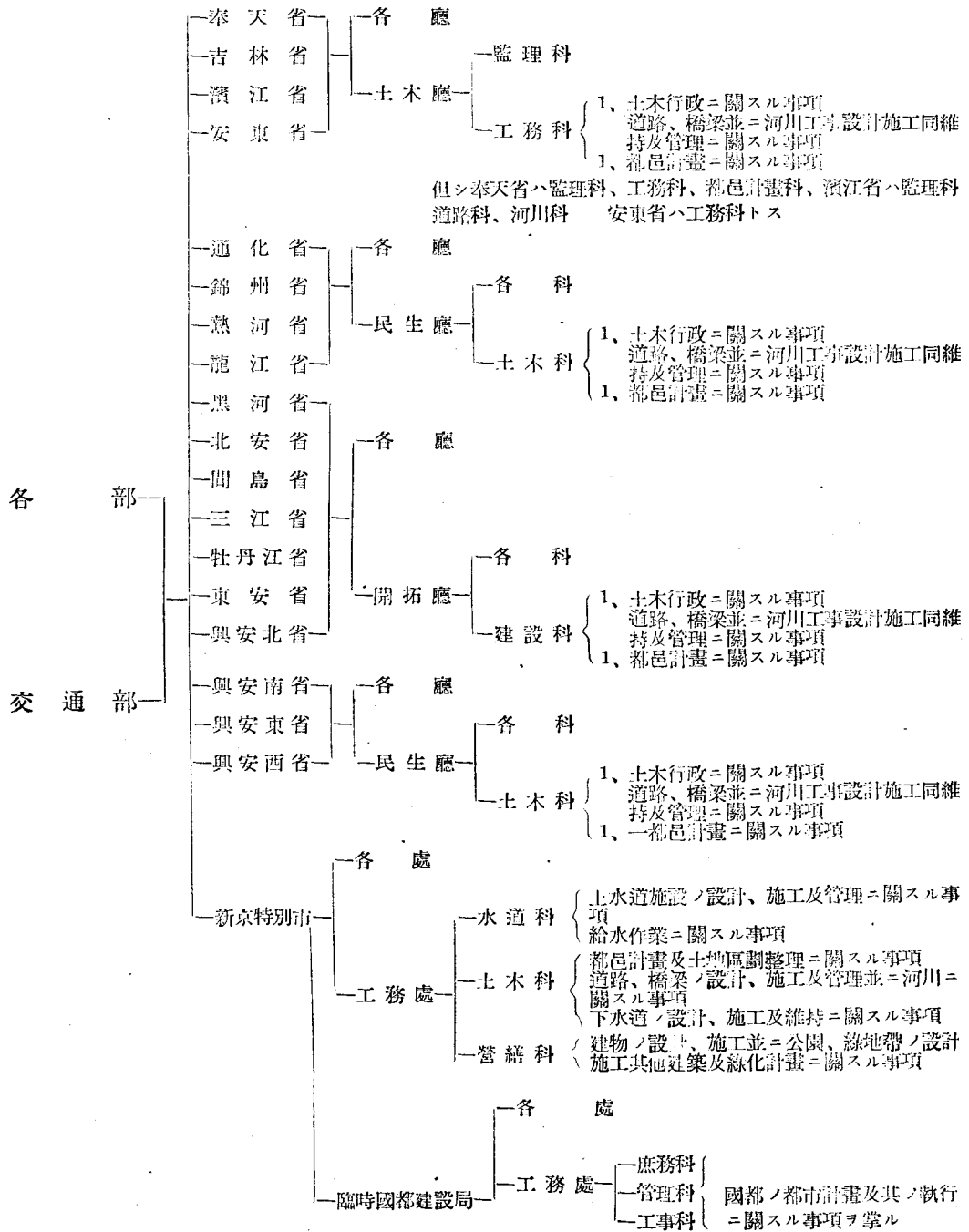
## 一 滿洲國土木機構一覽表

(康徳七年四月現在)





## 二 各省土木機構一覽表





一 土木職員俸給表

簡任官		薦任官			委任官		
級俸	月俸	級俸	第一號	第二號	級俸	第一號	第二號
一級	800	一級	月俸 520	月俸 390	一級	月俸 210	月俸 150
二級	750	二級	480	365	二級	190	140
三級	700	三級	450	340	三級	175	130
四級	650	四級	420	315	四級	160	125
五級	600	五級	390	290	五級	150	120
六級	550	六級	365	270	六級	140	115
七級	500	七級	340	250	七級	130	110
		八級	315	230	八級	125	105
		九級	290	210	九級	120	100
		十級	270	195	十級	115	95
		十一級	250	180	十一級	110	90
		十二級	230	165	十二級	105	85
		十三級	210	150	十三級	100	80
		十四級	195	135	十四級	95	75
		十五級	180	125	十五級	90	70
		十六級	165	115	十六級	85	67
		十七級	150	105	十七級	80	64
		十八級	135	95	十八級	75	61
		十九級	125	85	十九級	70	58
					二十級	67	55
					二十一級	64	52
					二十二級	61	49
					二十三級	58	46
					二十四級	55	43
					二十五級	52	40
					二十六級	49	38
					二十七級	46	36
					二十八級		34
					二十九級		32
					三十級		30
					冬季津貼定額表		
					級地	定額	
					一級地	俸給ノ一割ニ相當スル額	
					二級地	俸給ノ一割五分ニ相當スル額	
					三級地	俸給ノ二割ニ相當スル額	

二 土木職員勤務地津貼並 = 旅費定額表

支 給 區 分			一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	特別加給額
簡 任 官			22	36	52	70	88	16圓以内
薦任官及 高等官試補	俸給 315 圓以上		18	30	44	60	76	14圓以内
	俸給 315 圓未滿		16	27	40	55	70	13圓以内
委任官及委任官試補	第一號ノ俸給ヲ受クル者	俸給 120 圓以上	甲額 12	乙額 21	32	45	58	4圓以内
		俸給 120 圓未滿	甲額 10	乙額 18	28	40	52	10圓以内
	第二號ノ俸給ヲ受クル者	俸給 80 圓以上	甲額 8	乙額 14	22	32	42	8圓以内
		俸給 80 圓未滿	甲額 6	乙額 11	18	27	36	7圓以内

交通部旅費定額表

官 階	區 分	鐵道 船賃	普 通 旅 費						特 定 旅 費			着 手 後 當	移 轉 料				
			內 國 旅 行			隣 國 旅 行			調 査	測 量	測 水		工 事	鐵道百 五十斤 以內	百五十斤 又ハツノ 未滿ヲ増 ス毎ニ		
			日 當	宿 泊 料		食 卓 料	日 當	宿 泊 料								食 卓 料	
				甲 地	乙 地			甲 地									乙 地
特 任 官		1	15	10	25	20	9	17	28	9				120.00	106.00	26.00	
簡 任 官		1	9	7	15	11	6	10	17	6	16			72.00	74.00	18.00	
薦 任 官	一 等	1	6	5	11	8	4	7	12	4.5	12	10	5.6	51.00	60.00	16.00	
	二 等	1	5	4.5	10	7.5	3.5	7	12	4.5	11	9	4.9	45.00	52.00	14.00	
	三 等	2	4.5	4	9	7	3	6	10	3.5	10	8	4.3	40.50	44.00	12.00	
高 等 官 試 補		2	3.5	3	7	5	2.5	4.5	8	2.5	7	6.5	3.8	31.50	28.00	8.00	
委 任 官 及 試 補	俸給 120 圓以上	2	3.5	3	7	5	2.5	4.5	8	2.5	7	6.5	3.8	31.50	28.00	8.00	
	80 圓以上	2	3	2.5	6	4	2	4.5	8	2.5	6	5.5	3.3	27.00	20.00	6.00	
	46 圓以上	3	2.5	1.5	4	3.5	1.5	3.5	7	2	5	4.5	2.8	19.50	10.00	4.00	
	46 圓未滿	3	2.5	1	3	2.5	1.0	3	6	1.5	4	3.5	2.1	13.50	6.00	2.00	
月 給 雇 員	100 圓以上	3	2.5	2	4	3.5	1.5	3	5	2	5	4.5	2.8	1. 甲地方ヨリ乙地方ニ旅行スル場合、日當ハ甲地ノ定額、宿泊料ハ乙地ノ宿泊料ヲ支給ス、但シ乙地方ヨリ甲地方ニ旅行スル場合ハ甲地ノ定額ヲ支給ス			
	50 圓以上	3	2	1.6	3.5	3	1.2	2.5	4.5	1.5	4.5	4	2.3	. 汽車内宿泊ノ場合、日當ハ甲地方ノ定額、宿泊料ハ乙地方ノ定額ニヨル			
	50 圓未滿	3	1.5	1.2	3.5	2.5	1	2	4	1	4	3.5	2.1	1. 特定旅費ノ場合、車馬賃ハ賞費トシ歸着當日ハ定額ノ三割支給トス			
日 給 雇 員	2 圓 以 上	3	2	1.5	3	3	1.2	2.5	5		4.5	4	2.3	1. 船中宿泊ハ定額ノ七割、食事代ヲ含ム船ニ在リテハ定額ノ三割支給トス			
	2 圓 未 滿	3	1.5	1.5	2.5	2.5	1	2	4		4	3.5	2.1				
備 人	2 圓 以 上	3	1.5	1.2	3	2.5	1	2	4	1	3.5	3	1.7				
	2 圓 未 滿	3	1	0.8	2.5	2	0.8	1.5	3.5	0.8	2.5	2	1				